

卸売市場法の一部改正に伴う卸売市場条例の廃止について

1 岩手県における卸売市場の状況

- ・ 県内には、卸売市場法（昭和46年法律第35号）及び卸売市場条例（昭和47年3月24日条例第16号）に基づき、中央卸売市場1、地方卸売市場19、その他卸売市場2市場の計22市場が開設（別紙参照）。
- ・ 卸売市場法改正前は、卸売市場の開設には、国または県の許可が必要。
- ・ なお、地方卸売市場の規模を満たさないその他卸売市場については、卸売市場条例に基づき、県への届出が必要。

2 卸売市場法の改正

(1) 背景

- ・ 食品流通においては、加工食品や外食の需要拡大、インターネット販売や産地直売等の増加により、流通・物流が多様化。
- ・ こうした状況変化に対応して、物流コストの削減、品質、衛生管理の強化などの物流の合理化、取引の適正化を図るため、公正な取引環境の確保と卸売市場を含む食品流通の合理化の一体的な促進が必要。

(2) 改正内容

- ① 国と都道府県が、それぞれ、中央卸売市場、または地方卸売市場として、一定の要件を満たした卸売市場を認定（許可制から認定制へ）。
- ② 地方卸売市場に定められていた最低規模要件は、改正後は撤廃。
- ③ 卸売市場に課せられていた第三者販売の禁止や直荷引きの禁止等の規制については、それぞれの卸売市場が実態にあったルールを設定可能。
- ④ 地方卸売市場の開設等の手続きに関する都道府県条例への委任事項が削除。

3 卸売市場条例の廃止

前項のとおり、改正法に定めるところにより、地方卸売市場に係る事務を行うことが可能となったことから、卸売市場法施行日（令和2年6月21日）にあわせて、卸売市場条例を廃止。

4 今後の対応

県は改正法に基づき、地方卸売市場の認定、立入検査の実施、卸売市場に対する指導及び助言を引き続き行う。

参考（県内で開設許可・届出を受けている卸売市場）

No	区分	市場名	市町村
1	中央	盛岡市中央卸売市場	盛岡市
2	地方	(株)盛岡青果地方卸売市場	盛岡市
3	地方	花巻市公設地方卸売市場	花巻市
4	地方	地方卸売市場メフレ	金ヶ崎町
5	地方	(株)地方卸売市場一印一関青果卸売(株)	一関市
6	地方	地方卸売市場大船渡青果(株)	大船渡市
7	地方	地方卸売市場大船渡市魚市場	大船渡市
8	地方	地方卸売市場釜石市魚市場	釜石市
9	地方	新おおつち漁協地方卸売市場	大槌町
10	地方	宮古地方卸売市場(株)宮古青果	宮古市
11	地方	地方卸売市場宮古市魚市場	宮古市
12	地方	地方卸売田老魚市場	宮古市
13	地方	山田漁連地方卸売市場	山田町
14	地方	船越湾漁協地方卸売市場	山田町
15	地方	地方卸売市場(株)久慈物産市場	久慈市
16	地方	地方卸売市場久慈市営魚市場	久慈市
17	地方	地方卸売市場種市魚市場	洋野町
18	地方	地方卸売市場洋野町営八木魚市場	洋野町
19	地方	野田村漁協地方卸売市場	野田村
20	地方	普代村漁業協同組合地方卸売市場	普代村
21	その他	田野畑村魚市場	田野畑村
22	その他	二戸青果市場	二戸市